

令和3年度「留学生受入環境整備事業」運営業務仕様書

1 件名

令和3年度「留学生受入環境整備事業」運営業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 委託金額の上限

金1,761,000円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。ただし、優待対象となっている施設における留学生等の入場料相当額及び本市が提示する対象イベント等における留学生の参加料相当額については、受託候補者の負担ではない。

4 委託業務の内容（詳細は、受託候補者の提案に基づき、本市と協議の上決定するものとする。）

<主な対象者>

以下の学校、教育機関に在籍する留学生。ただし、(3)文化施設等への入場優待については、在籍する日本人学生を含む。

- ・大学コンソーシアム京都に加盟する大学・短期大学で、京都市内に学生の通うキャンパスを有する大学・短期大学
- ・法務省が日本語教育機関として告示で定めたもののうち、京都市内に所在するもの
- ・学校教育法その他の法令の規定を満たした専修学校のうち、京都府知事の認可を受けて設置されたもののうち京都市内に所在するもの

(1) 入学直後の留学生を対象とした行政ガイダンス等の実施

春入学（4月～）及び秋入学（9月～）の時期に合わせて、対象者の在籍する大学等から、行政ガイダンスの開催希望の有無及びニーズを聴取するとともに、日程及び内容等について記載した実施計画を京都市に提示し、調整したうえで、実施すること。また、対象校においてガイダンスを実施する際に、適切な情報提供を行うことができるよう、教職員等を対象とした研修を実施すること。

(2) 留学生サポートの実施

- ・入学直後の留学生が区役所で行う住民登録及び国民健康保険、国民年金加入手続きを日本人学生がサポートする区役所への手続きツアーを実施する。実施に当たっては、春入学（4月～）及び秋入学（9月～）の時期に合わせて、対象者の在籍する大学等からニーズを聴取するとともに、日程及び内容等について記載した実施計画を事前に京都市に提示し、調整したうえで、実施すること。
- ・留学生からの問合せや相談に対応できる窓口を設置し、留学生に対するサポートを随時実施する。

(3) 文化施設等への入場優待の実施

ア 対象施設

別途、本市が提示するものとする。

＜参考：令和2年度対象施設＞京都市内19施設

元離宮二条城，無鄰菴，京都市動物園，京都国際マンガミュージアム，
京都万華鏡ミュージアム，京都市青少年科学センター（プラネタリウム除く），
京都市学校歴史博物館，大谷大学博物館，京都工芸繊維大学美術工芸資料館，
京都大学総合博物館，立命館大学国際平和ミュージアム，
梅小路公園朱雀の庭・いのちの森，京都府立植物園，岩倉具視幽棲旧宅，
旧三井家下鴨別邸，京都タワー，ガーデンミュージアム比叡，京都市京セラ美術館，
龍谷ミュージアム

イ 優待期間

当該年度内の4箇月（令和3年7月，8月，令和4年1月，2月）

※ 施設によっては，期間が異なる場合がある。

ウ 内容

- ・対象者が対象施設で優待を受ける際に提示するパスを「留学生用」と「日本人学生用」のそれぞれに分けて作成すること。ただし，日本人学生が優待を受けるには，留学生用のパスを持った同数以上の留学生の同伴を条件とする。
- ・パスに関する情報（入手方法，使用方法等）や対象施設，優待内容等を効果的に発信するとともに，掲示板やメーリングリストなどの各学校の周知手段を活用するなど，対象施設へのより多くの留学生及び日本人学生の入場を促すための手法及び内容を検討すること。とりわけ，パスの周知に当たっては，留学生及び日本人学生双方の交流が促進されるように工夫すること。
- ・留学生及び日本人学生それぞれの利用者数を対象施設に問い合わせ，集計し，速やかに報告すること。
- ・新たな優待施設の獲得に向けた取組を実施すること。
- ・留学生及び日本人学生，並びに各学校からの問合せに対応するとともに，日常的に連絡調整を行うことでニーズの把握に努め，サービスの向上に取り組むこと。

(4) 本市主催イベント等への無料招待の実施

ア 対象イベント

別途、本市が提示するものとする。ただし、本市が提示するイベントの実施回数及び定員については暫定的なものであり、主催者からの申し出等により、変更される可能性があることに留意すること。

＜参考：令和2年度対象イベント＞

- ・市民狂言会（年4回，各回15名）
- ・京都市交響楽団演奏会（年10回，各回20名）
- ・ロームシアター京都都会館5周年記念事業（2公演，定員なし）
- ・京都市立芸術大学音楽学部定期演奏会（年2回，各回50名）【令和2年度中止】
- ・時代祭（年1回，100名）【令和2年度中止】
- ・弥栄会館ギオンコーナー（年25日（1～2月），各回10名）【令和2年度中止】

イ 内容

- ・ホームページ等の活用により、留学生が容易に各イベントの申込みができる体制を構築するとともに、申込者が定員を超過した場合には、必要に応じて選考を行い、招待の対象となる留学生に対して通知を行うこと。
- ・留学生に対して、イベントの内容や申込方法等を効果的に発信すること。
- ・イベントごとに、実際に参加した留学生数を集計し、速やかに報告すること。

(5) 留学生及び日本人学生の交流事業の実施

- ・留学生と日本人学生がパスを活用し、交流を深める機会を提供すること。
- ・留学生及び日本人学生から、80名以上（延べ人数）の参加を得ること。
- ・ホームページ等の活用により、容易に事業の申込みができる体制を構築すること。
- ・留学生及び日本人学生に対して、事業の内容や申込方法等を効果的に発信すること。
- ・実施後は、実際に参加した留学生数及び日本人学生数を集計し、速やかに報告すること。

5 再委託の禁止

受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ文書により本市が認めた場合はこの限りではない。

6 実績報告

委託業務完了後、ただちに委託業務完了届を提出すること。また、委託業務が完了してから30日以内に、事業の実施内容や参加人数等の詳細を記載した実績報告書及び収支報告書を提出すること。

7 支払い方法等

委託料の支払は、原則として、実績報告書の受領後、請求に基づく後払いとするが、受託者から申し出があった場合は、協議し決定することとする。

契約金額には、本業務において発生する付帯作業にかかる費用をすべて含むものとし、追加費用は一切請求できない。

8 留意事項

- (1) 業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び本仕様に定めのない事項については、本市と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、京都市個人情報保護条例に基づき、漏えい、改ざん、滅失及びき損等がないよう取扱いに十分注意し、適正に管理すること。
- (3) 受託者は、契約期間中および契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ柔軟に対応するとともに、本市及び国の指針に従い業務を行うこと。